

公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年 1月27日

関東運輸局長 又野 己知

記

別添のとおりとする。

附則（平成27年8月10日 一部改正）

1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。

附則（平成27年8月19日 一部改正）

1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。

附則（平成27年10月1日 一部改正）

1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。

附則（平成28年7月15日 一部改正）

1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。

附則（平成28年8月1日 一部改正）

1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。

附則（平成29年8月23日 一部改正）

1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。

附則（平成30年8月24日 一部改正）

1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。

附則（平成30年10月1日 一部改正）

1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成29年度末 車両数(両)	平成29年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,178	25,046	28,143	-0.1
	北多摩	1,576	1,401	1,738	9.3
	西多摩	185	164	209	11.5
神奈川	県央	2,283	1,946	2,227	-2.5
	湘南	355	315	387	8.3
	小田原	420	373	502	16.3
千葉	市原	280	246	385	27.3
埼玉	県南西部	1,312	1,166	1,541	14.9
	県北	345	307	422	18.2
群馬・埼玉	中・西毛	870	709	1,075	19.1
茨城	県北	343	263	449	23.6
	水戸県央	522	453	737	29.2
	鹿行	199	155	313	36.4
	県南	707	572	868	18.5
	県西	291	235	367	20.7
栃木	県南	378	327	492	23.2
	塩那	167	138	229	27.1
山梨	甲府	348	309	376	7.4

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。))を除く。)の数である。

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成29年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	883,205,468	1.00	1,974,110,811	0.44	7,995,969	0.80	0.90
	北多摩	46,483,020	0.97	101,929,142	0.49	511,930	0.80	0.90
	西多摩	5,653,202	0.98	11,897,291	0.52	60,057	0.80	0.90
神奈川	県央	61,311,395	0.98	126,264,305	0.50	703,869	0.80	0.94
	湘南	10,338,019	0.98	21,547,603	0.51	113,350	0.80	0.90
	小田原	9,008,918	0.98	20,976,990	0.47	137,789	0.80	0.90
千葉	市原	4,925,023	0.98	10,755,267	0.51	91,588	0.79	0.90
埼玉	県南西部	37,738,190	0.98	81,987,249	0.50	427,438	0.80	0.90
	県北	7,343,970	0.97	15,458,558	0.52	113,440	0.80	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,698,416	0.99	28,468,865	0.51	251,209	0.73	0.90
茨城	県北	5,298,717	0.95	13,403,400	0.47	108,294	0.69	0.90
	水戸県央	9,607,424	0.97	21,933,851	0.50	174,645	0.78	0.90
	鹿行	3,260,520	0.96	8,330,772	0.51	69,047	0.70	0.90
	県南	12,992,210	0.98	29,246,443	0.49	211,833	0.73	0.90
	県西	4,444,654	0.99	9,135,670	0.52	83,949	0.73	0.90
栃木	県南	6,663,746	0.97	15,130,590	0.51	127,637	0.78	0.90
	塩那	3,374,327	0.97	7,301,829	0.52	52,521	0.74	0.90
山梨	甲府	5,755,289	0.98	13,851,691	0.46	116,270	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度対比」は、平成24年度から平成29年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成25年度から平成29年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

- *3.....実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4.....乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

公 示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の
判断結果について

平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の
適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅
客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり公示する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成30年8月24日

関東運輸局長	掛江 浩一郎
東京運輸支局長	高山 和征
神奈川運輸支局長	五十嵐 康夫
埼玉運輸支局長	藤井 洋
群馬運輸支局長	服部 和訓
千葉運輸支局長	小塚 正和
茨城運輸支局長	辻 正剛
栃木運輸支局長	関根 肇
山梨運輸支局長	森下 義幸

記

平成30年度における需給状況の判断結果

都 県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	平成29年度末車 両数 (両)	増加可能車両 数 (両)
東 京	特別区・武三	25,046	28,143	▲3,097
	北多摩	1,401	1,738	▲337
	西多摩	164	209	▲45
神奈川	県 央	1,946	2,227	▲281
	湘 南	315	387	▲72
	小 田 原	373	502	▲129
千 葉	市 原	246	385	▲139
埼 玉	県南東部	860	1,288	▲428
	県南西部	1,166	1,541	▲375
	県 北	307	422	▲115
群 馬	東 毛	207	305	▲98
群馬・埼玉	中・西毛	709	1,075	▲366
茨 城	県 北	263	449	▲186
	水戸県央	453	737	▲284
	鹿 行	155	313	▲158
	県 南	572	868	▲296
	県 西	235	367	▲132
栃 木	県 南	327	492	▲165
	塩 那	138	229	▲91
山 梨	甲 府	309	376	▲67

※ 上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。）を除く。）の数である。

※ その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用

いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

附 則

本公示は、平成30年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

1. 東京都

(1) 特別区・武三交通圏

① 一般タクシー

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
885,804,408	883,205,468	1.00

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
24,641	885,804,408	1,974,110,811	0.44	7,995,969	0.90

② その他ハイヤー

乖離率 $a = (b - c) \div b$	平成26年1月27日現在の 一般タクシー車両数 b	一般タクシーの 必要車両数 c
0.19	30,310	24,641

必要車両数 $d - (d \times a)$	平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数 d
405	499

(2) 北多摩交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
45,283,340	46,483,020	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
1,401	45,283,340	101,929,142	0.49	511,930	0.90

(3) 西多摩交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
5,543,259	5,653,202	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
164	5,543,259	11,897,291	0.52	60,057	0.90

2. 神奈川県

(1) 県央交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
60,264,385	61,311,395	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
1,946	60,264,385	126,264,305	0.50	703,869	0.94

(2) 湘南交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
10,147,762	10,338,019	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
315	10,147,762	21,547,603	0.51	113,350	0.90

(3) 小田原交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
8,857,365	9,008,918	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
373	8,857,365	20,976,990	0.47	137,789	0.90

3. 千葉県

市原交通圏

輸送需要量 $A=B \times C$	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
4,826,748	4,925,023	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
246	4,826,748	10,755,267	0.51	91,588	0.90

4. 埼玉県

(1) 県南東部交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
23,342,804	24,235,664	0.96

必要車両数 A ÷ (D×E ÷ F) ÷ 365 ÷ G	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
860	23,342,804	54,411,743	0.47	311,908	0.90

(2) 県南西部交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
36,861,639	37,738,190	0.98

必要車両数 A ÷ (D×E ÷ F) ÷ 365 ÷ G	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
1,166	36,861,639	81,987,249	0.50	427,438	0.90

(3) 県北交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
7,157,355	7,343,970	0.97

必要車両数 A ÷ (D×E ÷ F) ÷ 365 ÷ G	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
307	7,157,355	15,458,558	0.52	113,440	0.90

5. 群馬県

東毛交通圏

輸送需要量 $A=B \times C$	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
5,060,602	5,150,197	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
207	5,060,602	10,889,755	0.53	77,791	0.90

6. 群馬県・埼玉県
中・西毛交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
13,595,761	13,698,416	0.99

必要車両数 A÷(D×E÷F) ÷365÷G	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
709	13,595,761	28,468,865	0.51	251,209	0.90

7. 茨城県

(1) 県北交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
5,033,556	5,298,717	0.95

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
263	5,033,556	13,403,400	0.47	108,294	0.90

(2) 水戸県央交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
9,311,706	9,607,424	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
453	9,311,706	21,933,851	0.50	174,645	0.90

(3) 鹿行交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
3,133,469	3,260,520	0.96

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
155	3,133,469	8,330,772	0.51	69,047	0.90

(4) 県南交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
12,769,388	29,246,443	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
572	12,769,388	12,992,210	0.49	211,833	0.90

(5) 県西交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
4,384,062	4,444,654	0.99

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
235	4,384,062	9,135,670	0.52	83,949	0.90

8. 栃木県

(1) 県南交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
6,449,321	6,663,746	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
327	6,449,321	15,130,590	0.51	127,637	0.90

(2) 塩那交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
3,285,702	3,374,327	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
138	3,285,702	7,301,829	0.52	52,521	0.90

9. 山梨県

甲府交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成29年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
5,627,746	5,755,289	0.98

必要車両数 A÷(D×E÷F) ÷365÷G	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
309	5,627,746	13,851,691	0.46	116,270	0.90

※「直近5年間分の対前年度比率の平均値」、「実車率」、「実働率」及び「乖離率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

国自旅第266号
平成28年12月27日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

平成26年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされている。

このため、平成28年4月に策定した「タクシー革新プラン2016 ～選ばれるタクシー～」においては、特定地域・準特定地域（以下、「特定地域等」という。）における地域指定の効果について、具体的な項目を定め、改善度や目標達成度を通じて地域・事業者の取組を評価し、その結果を公表することとしている。

については、今後下記要領に基づき調査することとしたので、管内運輸支局等に周知されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

I 共通事項

- ① 調査対象：特定地域等の全事業者
- ② 調査対象期間：毎年4月1日～3月31日までの間、もしくは年度末時点（「賃金の改善度」については、別に定める期間）
- ③ 報告期限：本省あて毎年6月末日
- ④ 公表時期：毎年8月（平成29年度以降）
- ⑤ 公表の方法：地域のタクシー協会は、特定地域等の計画に基づく適正化・活性化の取組状況（地域単位、事業者単位）をホームページで公表。国土交通省は、全国の対象地域単位の適正化・活性化フォローアップ結果をとりまとめ、ホームページで公表。

II フォローアップの内容

1 適正化事業について

(1) 減車、休車、営業方法の制限、実働率の状況

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：当該期間における減車等台数・実働率

※輸送実績報告書に基づき、集計の上報告すること。

(2) 労働環境改善に向けた取組状況

① 特定地域等指定基準に基づく指標

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：

- ・日車営収の改善度
- ・実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度
- ・実働実車率の改善度
- ・赤字事業者車両数シェアの改善度

※輸送実績報告書・事業報告書に基づき、集計の上報告すること。

② 賃金の改善度

調査対象期間：2月～4月の3ヶ月間

調査項目：運転者給与支払総額、運転者総労働時間、総売上 等

※別紙様式1により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

③ 運転者負担の解消割合

調査対象期間：年度末時点

調査項目：カード手数料、無線使用料、カーナビ・GPS使用料、制服代、黒タク乗務料、
戻送時の高速料金、公共的割引料金 等

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

④ 平均車齢の改善度

調査対象期間：年度末時点

調査項目：平均車齢

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

⑤ キャリアパスの明示・スキル評価の有無

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：キャリアパスの明示、スキルアップのための研修制度、スキルに対する処遇面
での評価の有無、採用者数、採用者平均年齢、離職者の平均勤続年数 等

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

2 活性化事業について

(1) 評価指標

調査対象期間：年度末時点
調査項目：以下の項目毎に目標値の設定を前提

- ① 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
- ② UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア
- ③ 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
- ④ 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
- ⑤ アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

以下、設定することが望ましい項目

- ⑥ UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑦ 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑧ 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑨ クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

(2) 計画的な活性化の促進

各協議会は、活性化の取組を計画的に進めるため、項目毎に目標値を設定し、調査結果の検証と新たな目標を設定し、6月末までに国土交通省に報告する。なお、本報告は地域計画へ反映したものの提出をもって代えることができることとする。

新たな目標（項目の追加、目標値の見直し等）の設定においては、利用者アンケート等を活用し利用者の満足度を踏まえるなど、サービスの拡大と合わせ内容の充実についても見直しを検討する。

協議会の存する地域のタクシー協会は、新たな目標の設定等に関する協議会の開催に際し、時間的余裕を持って調査結果を協議会に報告する。

3 評価手法

(1) 地域の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 全国における特定地域等の平均値に対する各特定地域等の値を比較し評価する。

(2) 個別事業者の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 地域の平均値に対する各事業者の値を比較し評価する。

4 公表の内容・方法

(1) 地域のタクシー協会の場合

- ・地域のタクシー協会は、国土交通省の集計結果をもとに、管内の状況について特定地域等毎に公表する。
- ・(2)により優良事業者としての評価を受けた事業者の実績を公表する。

(2) 国土交通省の場合

- ・国土交通省は、1 (1)、(2)、2 (1)の各項目について、全国の平均値とともに、特定地域等毎に地域の平均値を公表する。なお、本調査の実施にあたり協力が得られなかった事業者があった場合は、当該地域における協力が得られなかった事業者数を合わせて公表する。
- ・全ての項目において、地域の平均値を上回り、取組事項が先進的であるなど、総合的に判断して、優良である事業者を公表することとする。

5 その他

本調査は、行政処分及び監査を行うことを目的として実施するものではない。

別 添

国自旅第266号の2
平成28年12月27日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し、調査協力について周知されたい。

事務連絡
平成30年6月26日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査の報告期限の変更について

平成26年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされている。法施行から3年分の調査結果については、本年3月、特定地域の指定の開始（平成27年）後の施行の状況及び効果についてとりまとめ、国会に報告したところである。

なお、フォローアップ調査については、改正タクシー特措法の附則及び衆参両院の附帯決議に基づき、今後も3年毎に総合的に検証を行い、国会に報告することとされていることから、平成29年度以降についても、継続して調査を実施し、検証等を行うことが必要である。

については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）（H28.12.27付け国自旅第266号）に基づき、平成29年度の調査を依頼するものであるが、当該調査は、特定地域及び準特定地域の全事業者を対象に実施するものであること、データの収集・精査には十分な時間を確保する必要があることに鑑み、当該調査通達に定める報告時期を下記のとおり改めることとしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

記

I 共通事項

③報告期限：本省あて毎年12月21日

（タクシー事業者による地方運輸局等あて報告期限12月7日）

事 務 連 絡

平成30年6月26日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

自動車局旅客課長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査の報告期限の変更について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し、調査協力について周知されたい。

東毛交通圏の準特定地域の 指定解除について

1, 準特定地域の指定基準

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する営業区域を準特定地域として指定するものとし、当該指定は告示により行うものとする。

(1) 人口10万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。

- ① 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して減少していること。
- ② 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
- ③ 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

(2) 人口10万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。

- ① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと。
- ② (イ)から(ハ)までのいずれかに該当すること。
 - (イ) 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して10%以上下回っていること。
 - (ロ) 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
 - (ハ) 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。
- ③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。

※準特定地域の指定は、原則として毎年10月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。

※ただし、指定期間中であっても、国土交通大臣は1に掲げる基準に該当しなくなったと認めるときは、指定の解除を行うものとし、当該指定の解除は告示により行うものとする。

2. 平成29年度実績に基づく準特定地域の指定・解除地域 国土交通省

局	都道府県	交通圏	29年度 実績結果	過去の指定状況
東北	福島	いわき市	指定	①H26指定→H28解除 【再指定】
関東	埼玉	県南東部交通圏	解除	①H26指定 【初解除】
関東	群馬	東毛交通圏	解除	①H26指定 【初解除】
中部	静岡	伊豆交通圏	解除	①H26指定→H27解除、②H28指定 【再解除】
中部	三重	津交通圏	解除	①H26指定 【初解除】
近畿	大阪	河南交通圏	解除	①H26指定 【初解除】
九州	福岡	大牟田市	解除	①H26指定 【初解除】

※指定した年

3. 群馬県東毛交通圏の概況(解除)

主要都市の人口:太田市 約21万人

事業者数 :13社

車両数 :305両

日車実車キロ :(H13) 74.3km (H29)74.6km (増加率) 0.5%

日車営収 :(H13) 25,528円 (H29) 26,146円 (増加率) 2.4%

解除理由 :①日車実車キロ及び日車営収が平成13年と比較して減少

②前5年間の事故件数が毎年度増加

③前5年間の法令違反の件数が毎年度増加

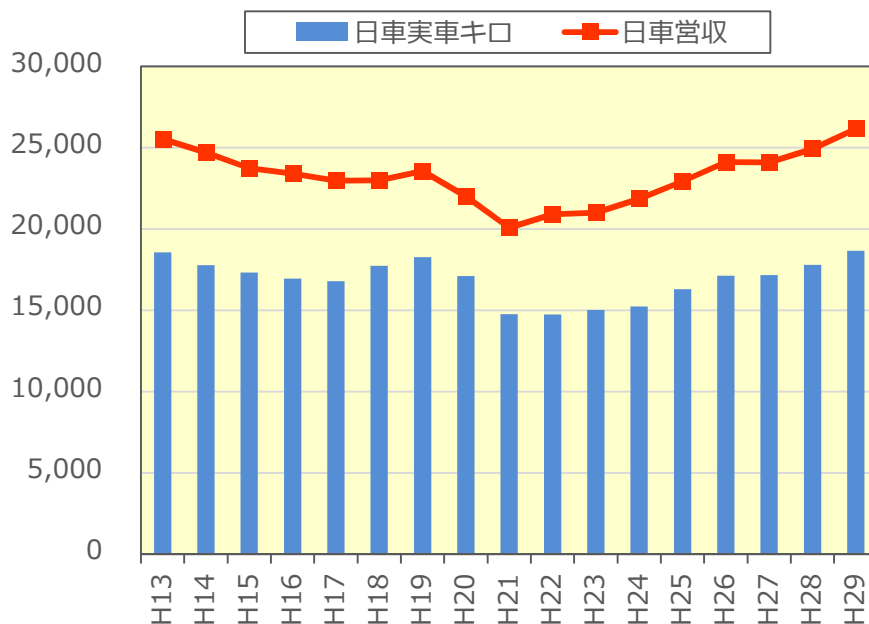
該当状況

【 × 】

【 × 】

【 × 】

(日車営収)



(日車実車キロ) (車両数)

